

## (2)必要な証拠書類について

補助事業計画に基づいて物品の購入や業務の依頼などを行う際は、必ず必要な書類を事前に確認してください。  
実績報告時に「補助事業の手引き」に則り、必要な証拠書類を提出いただけないと、**補助金をお受け取りいただけなくなります。**

**必ず、取引の証拠を口頭のやり取りではなく《書面で》残すようにしてください。  
原則、以下の全ての書類が必要です。**



### ①見積書

※相見積書(「2社以上」の見積書)が必要な場合もあります。

### ②発注書または契約書

※インターネット取引時は、受注完了メール、注文履歴画面等でも代替可

### ③完了報告書または納品書

### ④請求書

### ⑤支払の証明

※領収書、振込明細書、通帳コピー等

### ⑥成果物

※購入した商品や作成したものの内容が分かる写真・資料等

経費区分によっては追加の証拠書類が必要です。  
詳しくは「補助事業の手引き」をご参照ください。